平成１７年度　第12回官業民営化等ＷＧ　追加資料要求項目（経済産業省）

○　日本電気計器検定所

◆先進諸国（米英独仏等）において、型式承認、基準器検査について、事実行為たる検査行為が公務員ないしは独法職員、特殊法人職員等に制限されている事実を示す資料を提出していただきたい。

◆その際、検査行為を行っている具体的な機関名、その機関内での権限分配、（もし民間委託関係があるのであれば）委託関係について、あわせてお調べいただきたい。

◆また、先進諸国において、名目上、国や特殊法人が行いながら、民間の複数の機関に競争入札の形態で、包括請負か包括委託の形で検査行為を行わせているケースがあるかどうかお調べいただきたい。

以　上